

# 岬町地域包括ケア計画

## 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画(概要版)

### 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の背景と目的

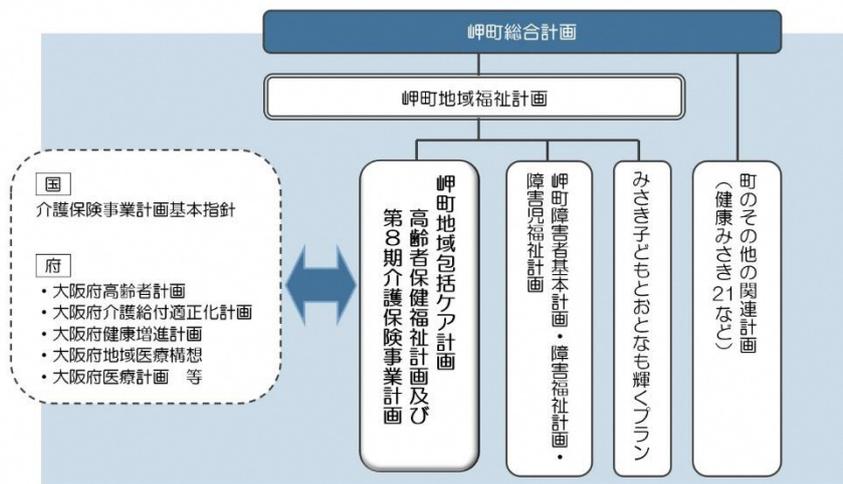
我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身または夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、岬町においては、「岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、令和3(2021)年度を初年度とする「岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

#### 2 他の計画との関係

本町では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化して本計画を策定するとともに、国連サミットで採択された国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえながら施策に取り組んでいきます。



#### 3 計画の期間

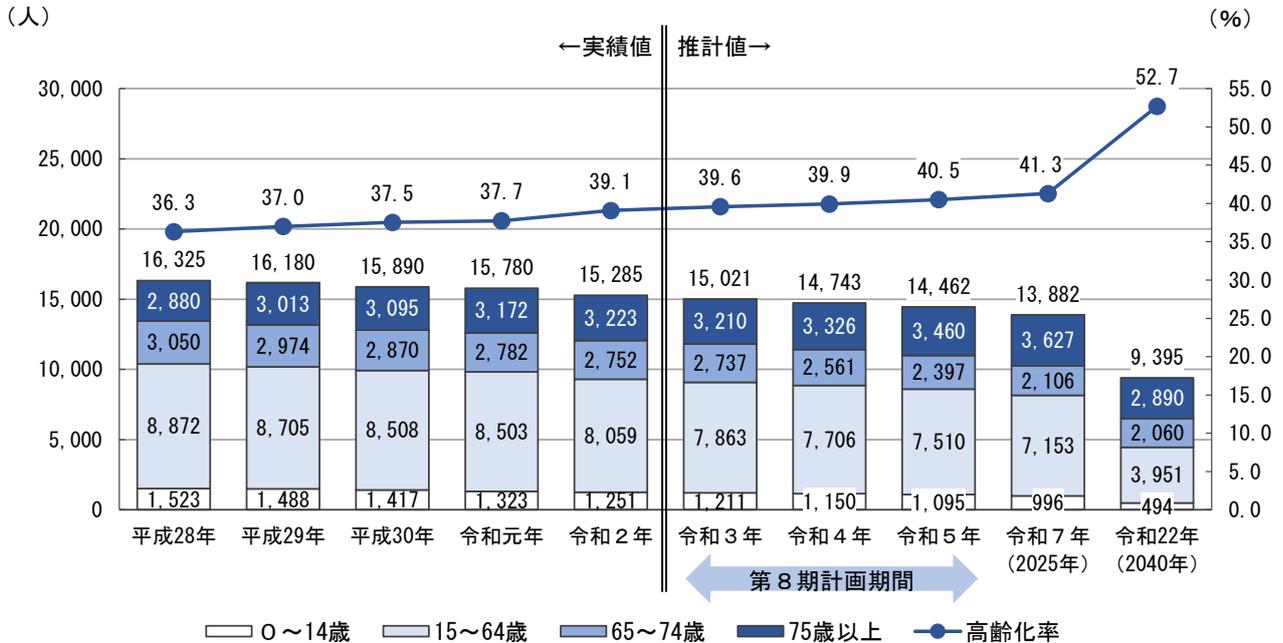
(年度)

平成 27~平成 29	平成 30~令和 2	令和 3~令和 5	令和 6~令和 8	令和 9~令和 11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画
団塊の世代が75歳以上となる 令和7年を見据えた計画の推進		令和7年に加えて、団塊ジュニア世代が65歳以上となる 令和22年を見据えた計画の推進		

# 高齢者を取り巻く現状と将来推計

## 1 高齢者人口の状況

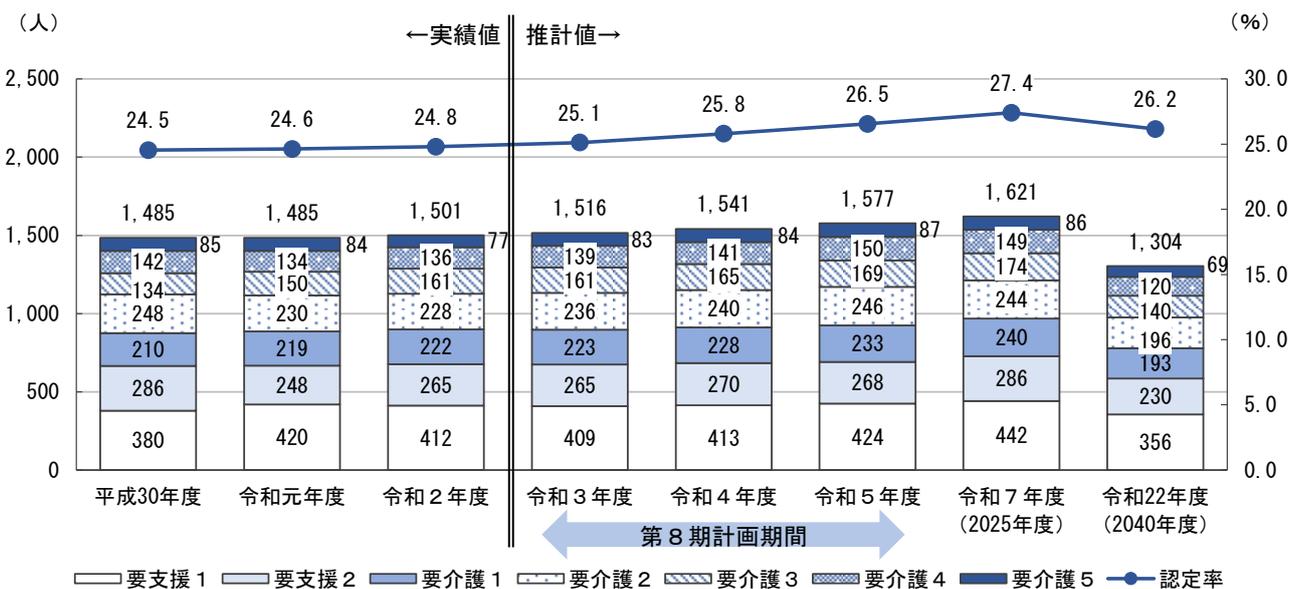
本町の総人口は減少傾向にあり、令和3（2021）年以降も減少が続く見込みとなっています。高齢者人口については、概ね横ばい状態で推移していますが、令和3（2021）年以降は緩やかに減少していく見込みとなっています。一方、高齢化率は上昇が続く予測です。



資料：平成28（2016）年～令和2（2020）年は住民基本台帳（各年9月末現在）、令和3（2021）年以降は「コーホート変化率法」による推計値

## 2 要支援・要介護認定者の状況

本町の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は概ね横ばいで推移していますが、第8期計画期間中は増加が続く見込みとなっており、本計画の最終年度である令和5（2023）年度には1,557人で、要介護認定率も26.5%まで上昇する予測です。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和3（2021）年1月9日取得）

※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本計画で目指すのは、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って本人の望む生活を送ることができ、認知症や介護が必要な状態になったとしても、安心して暮らし続けられる地域づくりです。

そのことから、第7期計画の基本理念を引き継ぎ、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

**－生きがい・自立・安心－**  
**地域の力で支え合う、**  
**明るく楽しい健やかな社会**

超高齢社会における様々な問題に対応するためには、地域共生社会の実現を目指す必要があります。また、近年、高齢化の進行や社会環境・経済状況の急激な変化、さらには災害の発生や感染症の流行などにより、高齢者を取り巻く環境が大きく変容していることから、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域づくりを、一層進めていくことが重要となります。

本町においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができるよう、基本理念に基づき、「介護」、「医療」、「予防」、「住まい」、「生活支援・福祉サービス」が相互に連携しながら日常生活を支える地域包括ケアシステムを充実させていきます。

## 2 重点的取組項目と基本目標

基本理念の実現に向け、4つの重点的取組項目をもとに、5つの基本目標を掲げ、体系的に取組を進めていきます。

### 重点的取組項目

- 重点1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 重点2 認知症の人やその周りの人への支援の推進
- 重点3 高齢者の生きがいづくりと健康づくり
- 重点4 サービス基盤の整備や介護給付の適正化のための取組

### 基本目標

- 1 地域で支える暮らしの支援
- 2 生きがいづくりと社会参加の推進
- 3 高齢者の尊厳に配慮したまちづくり
- 4 福祉のまちづくり
- 5 介護を受けながら安心できる暮らしの支援

## 第8期の第1号被保険者保険料

第8期（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）の標準給付費と地域支援事業費の合計は、約63億円を見込んでいます。また、介護給付費準備基金を約1億7,300万円取り崩し、第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料の軽減を行います。介護保険料は所得段階に応じて12段階に区分され、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの基準額は72,000円（年額）となります。

対象者		負担割合	年額保険料 (令和3～5年度) (月額)
町民税世帯非課税	第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が町民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.3 (軽減前0.5) 21,600円 (1,800円)
	第2段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、本人の課税年金収入と合計所得金額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.35 (軽減前0.6) 25,200円 (2,100円)
	第3段階	●世帯全員が町民税非課税の方で、上記以外の方	基準額×0.7 (軽減前0.75) 50,400円 (4,200円)
町民税世帯課税	第4段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方のうち、本人の課税年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.9 64,800円 (5,400円)
	第5段階	●本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税が課税されている世帯員がいる方(第4段階に該当する場合を除く)。	基準額 72,000円 (6,000円)
	第6段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が80万円未満の方	基準額×1.1 79,200円 (6,600円)
	第7段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	基準額×1.2 86,400円 (7,200円)
	第8段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	基準額×1.35 97,200円 (8,100円)
	第9段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5 108,000円 (9,000円)
	第10段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.6 115,200円 (9,600円)
	第11段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.75 126,000円 (10,500円)
	第12段階	●本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円以上の方	基準額×1.9 136,800円 (11,400円)

※軽減前の負担割合は、公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料の軽減を実施する前の割合です。

### 岬町地域包括ケア計画 高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

#### 概要版

■発行年月 / 令和3（2021）年3月

■発行 / 岬町

■編集 / 岬町 しあわせ創造部 福祉課

〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000 番地 1

TEL : 072-492-2703 (福祉課)

FAX : 072-492-5814

URL : <http://www.town.misaki.osaka.jp/>

★計画書本編は岬町ホームページでご覧いただけます。